琉球大学教育学部附属小中学校長　殿

インフルエンザおよび新型コロナ回復届出書

学籍番号　　　　　　　　　氏名

１．発症した日　　　　令和　　年　　月　　日（　　）

２．受診について

　(1) 受診した日　　　 令和　　年　　月　　日（　　）

　(2) 医療機関名　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．診断結果　　インフルエンザA型 ・ インフルエンザB型 ・ 新型コロナ

４.　解熱した日 令和　　年　　月　　日（　　）

５．《出席停止期間中の体温測定結果》

　　　　　　　　　　　　　　　最低限の出席停止期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 発症日(０日目） | 発症後１日目 | 発症後２日目 | 発症後３日目 | 発症後４日目 | 発症後５日目 | 発症後６日目 | 発症後７日目 |
| 月日 | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
| 朝（　時） | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 夕（　時） | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |

【インフルエンザの場合】**発症後５日を経過し，かつ，解熱後２日を経過**

【新型コロナの場合】　　**発症後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後１日を経過**

　　　　　　　　　　　　し、体調が回復したことを報告いたします。

令和　　年　　月　　　日

氏名　　　　　　 　　　　　　　印

《お願い》

＊インフルエンザの出席停止期間は「発症後５日を経過かつ解熱後２日経過するまで」，新型コロナの出席停止期間は「発症後５日を経過しかつ症状が軽快した後１日を経過するまで」となっています。その期間は自宅で休養してください。

＊発症日は発熱した日とすることが多いですが，発熱以前に咳やのどの痛みなどの風邪症状が出ていた場合はかかりつけ医と相談してください。また，無症状の新型コロナ感染については検査日を発症日とします。

＊出席停止期間を経過しても体調がすぐれない場合は，出勤・受講等の再開を控えてください。

＊回復届は担当教員へ提出してください（病院で治癒証明書を発行してもらう必要はありません）。

**インフルエンザ出勤停止早見表**



＊ 発症後３日目までに解熱したら，発症後６日目には出勤・受講が可能になります。

発症後４日目以降に解熱した場合は，解熱した日を０日目**として，２日経ったあと**に出勤・受講が可能になります。

**新型コロナ出勤停止早見表**



＊ 発症後**４日目まで**に症状軽快したら，発症後６日目には出勤・受講が可能になります。

発症後５日目以降に症状軽快した場合は，症状軽快した日を０**日目として，１日経ったあと**に出勤・受講が可能になります。

学校保健安全法施行規則に定められた学校感染症一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 感染症 | 出席停止期間の基準 | 特徴 |
| 第 一 種 | エボラ熱、ペストなどの指定感染症 | 治癒するまで | 発症はまれだが重大な感染症 |
| 第 二 種 | インフルエンザ | 発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで | ※症状により学校医その他の医師において伝染の恐れなしと認めた時はその限りでない | 飛沫・接触感染し流行拡大の恐れがある感染症 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日を経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまでまたは５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱したあと３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺の腫脹（腫れ） が発現した後５日を経過し、全身状態が良好になるまで |
| 風疹（３日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第 三 種 | 流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、細菌性赤痢、溶連菌感染症、感染性胃腸炎など | 病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで | 放置すれば流行拡大する可能性のある感染症 |

【参考】琉球大学保健管理センターHP「学校感染症一覧」